

### 市場の整合性と「社会の発展」(2)

HIRABAYASHI, Chimaki / 平林, 千牧

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

65

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

141

(終了ページ / End Page)

164

(発行年 / Year)

1997-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002541>

## 市場の整合性と「社会の発展」(2)

平 林 千 牧

### 1. 「制度的装置」の検討(1)

抽象的には、近代的啓蒙思想において、あるいは現代的な生存権という考え方においても、人間すなわち近代的個人に対してある普遍的な道德基準を想定してきたといえよう。しかし、当然ながら、こうした想定自身、ワルラスにおける「市場」の自然科学的精密性に対する道德科学の対比のように、人間の客観的的被制約性と主体相互の依存性の分裂として示される結果とならざるをえなかった。古典派以降、経済学はそうした想定を前提に「市場」を明確に規定しようとしてきたのであるが、そしてそのために「市場」を可能な限り抽象化してきたのであるが、その結果、ハイエクのいわゆるデカルト主義的合理主義から離れることはできなかった。

もっとも、「市場」社会が単線的にその発展を描いてきたわけではなかったということが、「市場」の抽象的認識に対してある種の限定を与えたことを見落とすことはできないであろう。これは、学説史的に見れば、例えば歴史学派的主張であり、あるいは一般的にいて「段階」的・制度的認識であった<sup>(1)</sup>。もっとも、そうした認識自体も、すでに市場と社会との関係に一つの決着が図られたということから生じたことではなかったのであり、この点は無視できない。つまり、D.リカードあるいは他の「原理」の体系化に努めた理論家たちの作業は、結局、「あたかも」市場が社会をなす「かのような」作業をして見せたに過ぎなかったのである。

もちろん、過ぎなかったにしろ、彼らの作業の意義を否定しようというものではない。つまり、「あたかも」という形それ自体は、市場経済の基本的性格を闡明するために必要な手続きとみなされてきたのである。それは、「社会」が「市場」経済的活動力によってかぎりなく律せられる場合のその基本的＝「社会」的性格を開示するものである。しかし、この場合、一般的には「市場」経済力によって「社会」が律せられるということと「社会」それ自体とは区別されているはずである。そのために、自明なことであるが「あたかも」として理論化されてきたわけである。

とはいえ、この「区別」のインプリケーションにはかなり幅がある。例えば、古典派の世界において、A. スミスの Invisible Hand も、このことのコテキストにおいては、つまり『道徳感情論』からの発展においては、「社会」から決める「市場」への規制力の表現であった。つまりここには、「社会」とは区別されながらお社会に適応させうるものとしての「市場」が対象とされている。他方、マルクスが「鉄の必然性をもって作用し自己を貫く傾向」として言及したさいには、「市場」は限りなく「社会」そのものであるとして論じられている。ところが、すでに指摘したように<sup>(2)</sup>、マルクスには「市場」に対しいかがわしさという視点による迫力の強みがあった。そして、そのいかがわしさは、市場が「社会」を包摂することになると、階級関係という緊張状態として具体化されるわけである。したがって、ここには「鉄の必然性」と階級関係とが、あたかも「市場」と「社会」との対立であるかのような捕らえ方があったと見ることができる。

もちろん、この場合、近代社会がすべからく市場関係と不可分であるということとそのいかがわしさがどれほど必然的な関係にあるのかは、それほど明確ではないし、一面では一種のトウトロギーになっている。つまり、階級関係は歴史的継起性をもっていて、それが市場関係と結びつくことによって独自性を持つことになるというわけであるが、その独自性がどこまで市場的關係なのか、つまり市場がその階級関係を本質的に必然化しているのかの問題なのである。当然、労働力の商品化として論じられる点

であるが、この基本的論点でさえそれほど明確ではなかった<sup>(3)</sup>。

また、この点に関していえば、すなわち市場関係と階級関係という点では、ある意味で古典派の世界において同時決着が独自なかたちで図られていたともいえる。例えば、リカードの「原理」的世界はその一例であろう。改めて詳論する必要はないであろうが、彼が描き出した「社会」は、弓矢・木船、鹿・海狸の時代から現代まで市場と階級とを一体化させたものであって、しかもその一体化のための理論に不可欠な装置をも踏まえているものであった。つまり、その装置は、最早「見えざる手」などという人間味においてではなく「不変の価値尺度」というメカニクなもので与えられた。したがって、彼の理論は、マルクスが判断した以上に現代経済学に通ずる性質を帯びていたといつてよい。おそらく、よく知られているような P. Sraffa のリカード解釈はこうした性質に基づくものであろう。

もっとも、マルクスの場合、事実上は「工場法」に関して論じながら、問題の所在に気づいていたといえるかもしれない。それは例えば次のような彼の指摘から窺い知ることができる。すなわち、彼は、「工場立法」における「保険・教育条項」についてこのように指摘している。

周知のように、まず、彼はこのように述べている。「工場法の教育条項は全体として貧弱に見えろとはいへ、それは初等教育を労働の強制条件として宣言した。その成果は、教育および体育を筋肉労働と結びつけること、したがってまた筋肉労働を教育および体育と結びつけること、可能性をはじめて実証した。」そして他面で教育は「一定の年齢から上のすべての子どものために生産的労働を学業および体育と結び付けようとするもので、それは単に社会的生産を増大するための一方法であるだけでなく全面的に発達した人間を生み出すための唯一の方法でもあるのである。」<sup>(4)</sup>

工場法そのものは、一般的には要するに初期社会政策的立法として判断されてきた。つまり、資本主義的生産によって生み出される労働力商品に対する無理を、国家の処方策によって取り繕うものだと認識されてきた。この点は、マルクスの「資本主義的生産様式にたいしては最も簡単な清潔

保健設備でさえも国家の側から強制法によって押しつけられなければならないということ」という指摘によってえられた判断でもあろう。

だが、工場法を社会政策的立法だとする考え方は、必ずしも決定的だとはいえないであろう。資本主義における社会政策なるものをいかに規定するかによってその判断は異なってくる<sup>6)</sup>。ここでは、社会政策それ自身の規定を論じようとするものではない。したがって、直接的には工場法が社会政策であるかどうかはひとまず無関係である。問題は、マルクスが工場法の教育条項について言及している視点である。

彼は、ここにおいて「初等教育」を労働の強制「条件」とするものだと指摘しているのであるが、そしてその点に関し詳論しているわけではないが、要するに近代的＝市場経済的労働すなわち労働力の商品化に対し一定の質を保証する機構が必要だと主張しようとしているといえよう。もちろん、その場合に、詳論していないにしろ彼が念頭に置いているのは、近代的生産に必然的な近代科学に対する基礎的知識のための「教育」だと考えてよいであろう。したがって、じつはここで言及されている「保健設備」という表現も、この近代科学に対する「教育」との関連あるいはもう一方の「体育」との関連から判断してよいともいえよう。つまり、必ずしも社会政策的視点からの判断だというものではないであろう。

いずれにしろ、ここでは近代的市場に対する近代的人間が問題にされているのであって、その近代的人間がどのような形で「社会」をなすかもその点から想定されていると考えてよいであろう。もっとも、この点についてなにか明確な議論が与えられているわけではない。その意図も十分明らかではないが、指摘される教育が「全面的に発達した人間を生み出す」ことに通ずるものだという理解から推定されることだけである。こうした「全面的に発達した」という指摘から、彼がその近代的人間に対しきわめて科学主義的判断をもっていたといえそうに思われる。

「全面的」ということは、おそらく一種のレトリックなのであろうが、いわば「科学」によって、したがって理性によって、社会を担えるという

ことであって、これは結局のところ、科学という基準に基づきさえすれば、人間相互に齟齬が生じないという判断によって可能な表現だと思われる。したがって、「全面的」といっているのは、同時に「科学」による人間の透明な発展性を含んで表現されていることだともいえる。もしこう理解できるものだとすれば、市場経済と社会は、いわば科学の発展とともに進歩を実現できるという筋書きになる。

したがって、こうしたマルクスの見解といえども、市場の性質によって決められる「社会」としてはきわめて科学主義的視点によっているものとみられる。あるいは、その階級的視点にもかかわらず、「鉄の必然性」としての市場の合理性は、彼にとっても近代科学主義と軌を一にするものとなっていたとみられる。これは、一面では近代自然法＝近代啓蒙の潮流の所産に彼も属していたというべきことかも知れない。また、他面では、そうした科学主義は、同時に、人間を科学によって問い詰めるか、あるいはワルラスのごとく科学と道徳との峻別を改めて主張することになるかどうかであろう。

もっとも、このような点についても、そう簡単なことではない。教育は、現実には科学を優先してきたわけではないのであって、「社会」に対する道徳という強い意図が他方で維持されてきたのである。マルクスも援用しているのであるが、1866年の「児童労働調査委員会」の報告もその点を指摘せざるをえないのであった。すなわち、「親たちが、自分の子供をいくらかの週賃金をかせぐためのただの機械にしてしまう絶対的な権力を持っていてはならない。……子供や少年には、早くから彼らの肉体力を損傷し彼らの道徳的知的存在としての程度を低下させるような親の権力の乱用に対して、立法の保護を求める権利がある」<sup>(6)</sup>。こうした指摘が19世紀の後半でさえ有効であったということは、市場に対する「社会」の位置が重要な問題であったことを示しているであろう。

実際のところ、この点は教育立法の議論においても同様であった。例えば、1839年教育審議委員会の設置に関連して、次のような考え方が表明

されているのである。「教育局によるいかなる標準またはモデルスクールの設立も4つの原則的目標が念頭に置かれるべきであろう、すなわち

- (1) 宗教教育
- (2) 一般教育
- (3) 道徳養成
- (4) 職業慣習」<sup>(7)</sup>

つまり、工場法の指摘とは別にそれ以前に、「社会」の側は「文明かつキリスト教者の社会の性格にふさわしい一般的民衆教育」<sup>(8)</sup>の実現を想定していたのであって、その点は軽視されてはならないだろう。したがって、当然のことながらそれほど科学主義が強調されていたわけではない、という点も看過されてはならないのである。

市場経済と近代科学主義との関連から、必然的に一つの間像が成立するというコンテキストにおいて今日では新古典派的・合理的人間が主要な対象とされる。しかし、そうした人間像の成立根拠ということから推定すると、マルクスの人間像も新古典派のものとそれほど異なるものではないように思われる。おそらく、彼が「全面的に発展した人間」として想定したことは、単に市場の合理的な担い手以上のことであったのであろうが、認識的に全面的つまり普遍的という意味において、科学的＝合理的な存在との共通性が生ずることは必然的であり、その点ではきわめて新古典派的現代人像と共通する基盤に立っていたといえよう<sup>(9)</sup>。

したがって、奇妙な対照性だとはいえ、Hayekのデカルト主義的合理主義あるいは制作的社会認識への批判という視点からすれば、マルクスも新古典派もほとんど等距離にあるといえるであろう。それゆえ、一般的にいわれる近代科学の問題としては、両者は必ずしも異質な認識論によっていたのではないかもしれない。もっとも、Hayekは、単に自由主義にとって基本的で必然的なInstitutionとして「市場」を捉えていたといえるのかもしれないが、そのInstitutionが近代科学の培養装置ともいえる「教育」制度と表裏の関係にある点を十分視野に入れていたかどうか、この点

も問題であることは変わりはないであろう。

もっとも、この点でも、おそらく問題はまだ事柄の半分といえるのであろう。すなわち、そうした教育は、「初等教育」を「労働の強制条件」としているのであって、いわば近代国民国家の必要事となっているのである。しかも、そのさい近代科学の培養基体として教育の役割が果たされるだけではない。「国民」としての「社会」的 identity について、なんらかの伝統的觀念の正当化を担い一つの役割を果たすことになっているのである。したがって、市場は、「国民国家」の枠組みによって「社会」をいわば吸着している側面を持つといってもよいことになる。

そうした意味では、つまりその本来の意味とは別に、マルクスが「世界市場」と「国家」とを彼の批判体系の総括部分に配置したのは、依然として近代資本主義社会の分析としてはある種先見的な視点であったといえるのであろう。だが、それは経済学の形成過程としては、本来的に問題とされてきたことだともいえるのであって、しかもそこでは市場の「社会」に対する関係から提起されてきていた。マルクスにとっても論点は同様のことでなければならなかっただろう。

つまり、「批判体系」としての彼の視点からする「市場」と「国家」は、資本主義社会の矛盾に立脚するものであるが、その資本主義自身はすでに特定の国、特定の時代からは切り離された抽象世界として与えられているのであって、その抽象的「市場」に求められた「矛盾」が生み出す対抗的領域にすぎないのである。もっとも、彼は周知の「上向・下向」の方法のもとに「後方への旅」を通じて具体的現実の「世界市場」と「国家」に至るとしている。しかし、その「後方への旅」の仕方を彼がまったく明らかにしていない以上、そうした理論の具体化がどう可能とされるのかは不明である。したがって、彼の構想のこの部分をとっても「近代国民国家」が「市場」と「社会」にとってどう配置されるかも不明なのである。

もちろん、ここで「国家」＝「近代国民国家」について詳細な検討を加えようとするものではない。しかし、この「工場法」の「教育」条項は、

おそらく「市場」の「社会」に対する関係においてもっと注目されてよい問題であつたらう<sup>(40)</sup>。もっともこの場合に、例えば、Hayekが「政府」と「国家」との区別を強調している点を無視すべきではないのであろう。

すなわち、彼は周知のようにこのような指摘をしているのである。「英語ではこれら2種類の秩序〔自生的秩序と自生的秩序では適確に作り出せない部分を担う組織〕を『社会』と『政府』という用語で論じることが可能であり、長年にわたってそれが常識であつた。……『政府』のほうがより適切かつ正確であるところで、ここ100年ほどの間に『国家 (state)』(ステートのSは大文字が望ましい)ということが定着したのは、大陸特にヘーゲル派の思想の影響によるところが大きい。しかし、行為したり、政策を遂行したりするのは常に政府という組織である。『政府』で十分なのに『国家』をもちこんでも明瞭度があがるわけではない。前者が一つの組織であり後者が自生的秩序であることを示すために、『政府』よりむしろ『国家』を『社会』と対比させる時には、大きな誤解を招く」<sup>(41)</sup>。

こうした指摘は、一面では確かに正しいといえるだろう。抽象的な原理的規定という意味では「国家」というより「政府」といういわば一般的「組織」が妥当のように思える。あるいは、国家を一般的に規定しようとすれば、結局限りなく「政府」的なものになるということでもあろう。しかしながら、他面では、「市場」が「社会」という限定をあるいは範囲を確保しうるのはまさに「国民国家」としてであつて、それは必ずしも「ヘーゲル派の影響」という指摘だけですむことではないであろう。

それは、端的に言えば、イギリスにおいてもスミスともども political economy としての伝統において明確に維持されてきたのであつて、「国民国家」としての対象なくしてその political economy の名称も用いられなかったであろう。明らかなように、スミスも、第5編「主権者または国家の収入について」でよく指摘される近代財政だけを念頭に国家を考えていたわけではない。つまり、近代国家を「政府」で一般化する範囲内で考察していただけない。「社会を防衛する経費と元首の威厳を維持す

る経費は、いずれも全社会の一般的利益のために支出されるものである。それゆえ、これらの経費は、全社会の一般的貢納によって、つまりそのありとあらゆる成員が各自の能力にできるだけ比例して貢納することによって、まかなわれるのが妥当である」<sup>(12)</sup>

この『諸国民の富』第5編第1章における周知のスミスの規定も、おそらく「国民国家」に対して Hayek の指摘以上の意味を与えているとみてよいであろう。つまり、「元首の権威」という表現は現実から生じそれに仮託しているのであるが、要は近代国家といえども「権威」=国民的 Identity を社会的負担によって確保すべきであるという観点でもある。その具体的方式については「元首」の維持によるのか、あるいは「一般教育」「道徳養成」によるのかはそれぞれの国民の事情によることになる。したがって、Hayek の指摘にもかかわらず、「国家 (State)」は、イギリスの伝統においても意味を持っていたと考えてよいであろう<sup>(13)</sup>。

この点は、彼の主張としても必ずしも整合性にあるとはいえないのではないと思われる。すなわち、「反合理主義的接近方法」の形成に関し B. マンドヴィルに着目しその担い手としてまたスミスを位置づけたのは彼であったが、そのマンドヴィル自身が「社会」に対して「国家」を対置した形跡が濃厚だと見うるのである<sup>(13)</sup>。それは両者ともにイギリスの「国民国家」形成に関心を集中したのであるから当然といえば当然のはずなのである。

もっとも、議論を経済学の伝統的な「原理」の世界にもどせば、Hayek が「自生的秩序」という Idea によって、市場社会の自律性を特徴づけ、そのもとでいわば「国家」を消極的に捉えるというのは論理必然的だとしてよいであろう。しかし、それが依然として市場「社会」の自律性に依拠しているという点からすれば、この議論に関する限り、他方の、例えば、「鉄の必然性」や「合理的個人」によって「市場」それ自身の完結性を与えている論理とそれほどの違いはないのかもしれない。つまり、「経済学」はその抽象性からすれば、リカード以降主要理論はどれもそれほどの違い

を持つものではないのかもしれない。

- (1) 最近、新古典派が想定している人間像の極端な抽象性についての疑問が多々提起されている。その反面、当然ながら制度学派に注目が集められている。しかしよく指摘されるように、その制度学派の形成に影響を与えた人物として F. List がいる。リストについてはその段階認識が特徴的であり、しかもそうした段階認識ということになればスミスとて無縁ではない。スミスの講義草稿、いわゆる「グラスゴウ大学講義」においても共通する認識が見られるわけであるが、段階認識が一つの歴史的認識の方式であるとすれば、あるいは逆に歴史認識は必然的に段階的發展区分を持つものだとすれば、スミスにとっても、自然的自由の体制も歴史的発展帰結と見てよいのであろう。他方で、資本主義の発展とともに、新古典派の人間像に対置する制度・組織の人間像が問題であるとすれば、これもまた、資本主義の歴史的展開の段階的認識を不可欠とするはずである。そうした点では、資本主義の発展の駆動力たる支配的資本の蓄積様式＝独自の制度をもとに段階的發展認識を提起した宇野弘藏氏の主張は依然として重視されるべきであろう。
- (2) この点に関しては、拙稿「市場の整合性と社会」（『経済志林』第 64 巻第 4 号、1997 年 3 月）においてある程度検討している。本稿はその論点を依然として継承しつつ論じている。参照されたい。
- (3) 市場と社会との関係ということになれば、当然労働力の商品化がいわばその媒介項になる。しかし、すでに明らかなように、その労働力の担い手を人間一般として合理的、かつその意味で普遍的に同質的個人として前提することはかなり飛躍がある。マルクスないしマルクス経済学が、市場と「社会」との関係の考察に対し労働力の商品化に力点を置いたことは当然であったが、そのさい「労働力の商品化」の「無理」（宇野弘藏）を、市場メカニズムあるいは市場システムに対する人間それ自身のいわば非装備の直接的存在において対置し考察している。だが、マルクスのごとくその人間を階級として描くにしても、その階級の彼岸たる人間をそれほど適格に描きえているわけではなかったという事情は、逆に市場「社会」での労働力の担い手を限りなく市場要因として設定したにすぎないと判断する余地を与えている。また、「無理」＝景気循環という整理にしても、それはまたしても一種独自の「市場合理性」に一面化されていて、「歴史的発展」という重要な視点がネガティブにされていると思われる。本来、マルクスにあってもその「無理」は「歴史」を背負うものであった。その点を「社会」の中で明確にしようとしたのが宇野氏であったが、のちに触れるように氏の視点は十分生かされることに

はならなかったように思われる。

- (4) “Das Kapital”, Erster Band, Buch I, S.508.『資本論』第1巻(大月書店、全集刊行委員会訳)、630 ページ
- (5) マルクスの「工場法」については、その「標準労働日」の設定をめぐる議論から主に「社会政策」的性格をめぐる議論が行われた。それによって社会政策的性格を決めようとした大河内一男氏らの見解に対し宇野氏は次のような見地を示した。「例えば、旧生産方法から没落した産業予備軍がたくさんあって、労働条件の決定が非常に買い手に有利である場合、それに対してその弊害が多いというので、少年労働とか婦人労働を制限しなくてはいけないということになったのではないか、これはむしろヒューマンスティックな問題だと僕は思っている」(宇野弘蔵編『資本論研究Ⅱ』、筑摩書房、1967、240～241 ページ)。この「ヒューマンスティックな問題」という視点は、他方の、社会主義に対抗するための方策としての「社会政策」という氏の理解に対応するものである。今日ではこうした理解についてはいっそう立ち入った説明が必要となろう。だが、さしあたりここではその点に関してとくに議論を進めようとするものではない。重要な点はむしろその「ヒューマンスティックな問題」の方であろう。抽象的にはそうした表現も可能であろうが、「買い手(=資本)に有利」な反面「弊害が多い」という問題は、いわば「市場の優越」に対する「社会の困難」あるいは社会的公正-厚生 of 危機と置き換えることが可能であろう。しかもそれは「旧生産方法から没落した」結果としての困難に関わるわけであって、社会の側はそれに対して一貫した政策が必要になるのである。さらにまた、「ヒューマンスティック」として人間に提起されている内容も重要となろう。おそらく、これについても単なる人間性として提起されるわけではないであろう。後述のように、与えられた社会では、その社会に固有な人間観のうちからある水準のいわば「国民的」措置が講じられることになるわけである。
- (6) “Das Kapital”, a. a. O., S. 513～514. 同前訳、637 ページ。
- (7) J. Stuart Maclure “Educational Documents, England and Wales 1816 to present day”, Methuen, London, fifth edition, 1986, pp. 43～44.
- (8) Ibid., p. 42.「救貧法委員会委員諸氏は正当にも、これまで普及し、そして首都の近隣の多くはすでに委員諸氏の援助がなされて来ていたこの制度の欠陥の是正を保証しました」。Ibid., p. 44. このように、教育関係委員会だけではなく、工場法や救貧法も共通して “good members of society” の形成に努めていたのであって、これは単に市場の問題に対応するというだけでなく、「社会」の継承性の確保の問題でもあったといえよう。

- (9) 最近では、例えば以下のような指摘はきわめて重要な意味を持っている。「マルクスもやはり近代合理主義の寵児であった」、「近代合理主義というのはそうした〔複数の人間の相互的な関係のなかでつくられてきた〕習慣、伝統、制度というものを前もって必要としないような人間観から出発しているのではないのでしょうか。いままである社会環境をパソコンの初期化みたいに、全部白地にしたうえで、そこに最も合理的な社会関係や人間のあり方を確立していけばよいと考えることで、新古典派と共通していると思うのです」(内橋克人・対談シリーズ第5回=杉浦克己「マルクスは本当に死んだのか」(『思想』1997年、第4号、岩波書店、122、123ページ)。市場・個人・科学がすべてについて近代合理主義的な必然のうちにあるのではないにしても、社会科学は明らかに「科学」を問うことに鈍感であったのかもしれない。いずれにしろ経済学もこの点について依然として十分な答えを用意しているわけではないであろう。
- (10) おそらく、「工場法」の検討では、そのもの自体としては「生産」にかかわるルール、あるいはマルクスのな枠組みでは「資本と労働との直接的関係」にその資本家社会的性格を明らかにするということがあったであろう。だが、最近の市場=近代的個人像の定置に対する制度的・組織的人間像への着目という傾向からしても、むしろ、そうした人間の近代的在り方の独自性に対する先行的な考察として評価しうるものと見てよい問題なのかもしれない。
- (11) F. A. Hayek "Law, Legislation and Liberty", vol. 1 'Rule and Order'. 矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法の自由 I』、ハイエク全集第8巻、春秋社、1987年、48ページ。
- (12) A. Smith "An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations". (以下、Wealth of Nations とのみ略記。また、とくに原典ページは表記しない。) 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』II、岩波書店、1172ページ。特に指摘する必要もないであろうが、スミスの "The Theory of Moral Sentiments" 第6版「まえがき」によって、彼が「社会科学」の体系的構想を維持していたことはよく知られている。The Wealth of Nations はその体系的構想の一部であった。それが倫理学、法学を含む広範な体系であったということから明らかなように、スミスにとって「社会」はいわば市場関係以上の対象であったのであり、当然それは「国家」によって総括されてしかるべきコンテクストをもっていたといえよう。したがって、時代によってその意味・内容に変化があったとしても必ずしもヘーゲルからの移入だけとはいえないであろう。
- (13) この点に関し、スミスとの対比というかたちではあるが、拙稿「A. スミ

スの Homo Economicus について」(『経済志林』, 第 61 巻第 2 号, 1993 年 9 月)において幾分論じている。参照されたい。

## 2. 「制度的装置」の検討(2)

A. スミスが国家の役割について、おおよそ今日いわれるところのインフラ (infrastructure) の確保・整備に限定したことはよく知られており、かつまた、いわゆる「自由主義」国家の基本的役割を最初に明らかにしたものとして高く評価されてもいる。しかしそのさい、このインフラに関しては、「自由主義」の物質的基礎としていわばハードとしての側面に注目する場合が多かったと思われる。しかしながら、「社会」発展の基盤という意味では、そのインフラはいわゆるハードの面のみで考えられるだけではないであろう。今日的に表現するところのソフトの側面も含まれている。

スミスは、その意味で、ハードとしての教育施設をとりわけ論じたわけではないけれど、教育の在り方としてソフトの側面にはかなり注目していた。もっとも、この点についてみれば、スミスとて論じ方は必ずしも明瞭だというわけではない。むしろ、その論じ方は、具体的な事柄についてはしばしば彼がそうしているように、歴史・具体的経過の検討から論理を明らかにするというようになっている<sup>(4)</sup>。そのさい、例えば、「イングランドでは、公立学校は大学よりはるかに腐敗していない」、あるいは「大学でふつう教えられる教育部門は、あまりよく教えられていないといっても、おそらくさしつかえなからう」というように、比較的厳しい観点を示している。だが、ここでは、明らかに近代社会において備えられるべき新たなソフトの歴史的転換が視野に入れられていたと見ることができる。

すなわち、彼の前提はこうであった。「ただ一個人としてでなく、一家族、一国家および人類という大社会の一員として考えたばあい、人間の幸福や完成とはなにかということが、古代の道徳哲学が探求しようとした対象であった。その哲学においては、人間生活のもろもろの義務は、人間生

活の幸福や完成の手段としてあつかわれた。…… [近代哲学においては] 決疑論 casuistry や禁欲道徳論が、たいていのばあい諸学校の道徳哲学の大部分をなしていた。哲学のありとあらゆる部門のなかのずばぬけてもっとも重要な部分が、このようにして、ずばぬけてもっとも腐敗した部門になったのである。]<sup>(2)</sup>

つまり、この「ずばぬけてもっとも重要な部門」すなわち道徳哲学は、いわば時代の変革に対する、したがって新たな「社会」に対する「完成の手段」として重要な役割を担うものなのである。いうまでもなく、こうした主張はスミスにおいては、すでに指摘したように、おそらく“The theory of moral sentiments”からの一貫とした考え方であったであろうし、そこに彼の近代社会論の最重要点もあつただろう。したがって、彼の経済学にこうした指摘が登場することも当然だといってよいのだろう。

もっとも、道徳=教育ということになると、彼の考え方はそれほど単純ではない。とはいえ、それは、マルクスが、工場法に関連して、結果として社会の諸制度に対し考察を加えることになったと同様に、彼が教育を通じて「社会」の制度的枠組みに対する考え方を示したことにもなっている。そのさい当然、スミスは、通常見られているような単純な自由主義者像で特徴づけるようにはなっていない。

すなわち、例えば、彼はこのような考え方を提示しているのである。「女子教育のためには、公共的な施設が一つもないし、したがってまた彼女たちの教育のふつうの課程には、無用なもの、不条理なもの、また架空なものが一つもない。彼女たちは、両親や保護者たちが学習する必要があるとか、学習するとためになるとかと判断するものを教えられ、それ以外のものはなにも教えられない。彼女たちの教育のどの部分をとってみても、それは明らかになにか有用な目的に役立っている」。つまり、彼は、女子教育は、「公共的な施設」がない、つまり作為的な「社会教育」がないためにかえてその本来の「教育」の目的を達しているというのである。おそらく、このような判断が可能とされているのは、いわば、ここで対象と

されているモラルが、「自生的」に練り上げられてくるその本質にもっとも即してると考えられているためであろう。

もちろん、スミスは教育に閑説しながら、道徳についてこれだけで事足りると主張しているわけではない。よく知られているように、庶民の教育の必要性をも指摘しているのである。「……庶民はどのような文明社会でも、多少とも身分や財産のある人々ほどたとえ十分な教育を受けられぬとはいえ、教育のもっとも基本的な部門、つまり読み書きと計算は、生涯のごく初期に身につけておくことができる……公共社会は、ごく少額の経費で、人民のほとんど全部に、教育のもっとも基本的な部門を習得する必要をうながし、またそれを奨励し、さらにそれを義務づけることさえできるのである」。もちろん、こうした教育すなわち近代産業社会が要求する知的水準に対する教育だけではなく、「あらゆる年齢層の人民の教化のための諸施設は主として宗教上の教化のためのものである」<sup>(9)</sup> ということにもなっている。

こうして、スミスにおける社会形成に対するいわばソフト・インフラともいうべきものに関する見地からすると、やはり考慮すべきことは与えられているといえるだろう。すなわち、「社会」の自律性あるいは自生的性格は、それを可能で「あるかのよう」にする背景に埋めこまれた装置を無視しては考えられないだろうということである。しかも、その装置は必ずしも一様なものではない。スミスの考察を手がかりにしてみても、それはほぼ三相ほどの構造を持っていることになる。すなわち、「ずばぬけて」重要な変革的役割を担う倫理的主体に相当する部分、人間の伝統的紐帯に基づく安定性を確保する部分、個別的認識意識つまり合理的・科学的意識を確保する部分である。

スミスの叙述からすれば、これらはそれぞれ社会の異なる構成員によって担われることになっている。現実的には、歴史的コンテクストとしてそうやってきたといえよう。しかし、抽象的には、それぞれ個々の人間がそうした三相の維持者として「社会」的に現れているとしてよいであろう。

人間の個性が、歴史的伝統をふんまえているとしても、さしあたりどの部分の担い手として現れるかはそれほど規定的なことにはならないであろう。理論的には任意でありうる。

したがって、スミスの理論に即してみても、総じてそれらは、近代国民国家の役割分担としてとらえられていて、いわば分業の範囲に属するものとしてよいであろう。つまり、彼にあっては、近代社会のこうしたインフラのもとで人間も「個人」という規定で現れるとしているのであろう。「取り引き・交易・交換」を本性とする個人によって「社会」が可能である「かのように」説くこととは、こうした条件の下で、「個人」の可能性としては本質的な相違はないということであるように思われる。

他方、「工場法」を中心にこうしたインフラを取り上げたマルクスの場合、その近代的組織の要請に対応する関係においてしか議論は進められていないことになった。したがって、彼の描く世界では、「工場」によって篡奪された「からっぽ」の人間集団としての在り方になる。それゆえ、「工場法」の「教育条項」でさえ現実性を失うはめになってしまう。

すなわちこうである。「一つの自動装置に転化されることによって、労働手段は労働過程そのものの中では資本として、生きている労働力を支配し吸い尽くす死んでいる労働として、労働者に相対するのである。生産過程の精神的な諸力が手の労働から分離するという事、そしてこの諸力が労働に対する資本の権力に変わるということは、……機械の基礎の上に築かれた大工業において完成される。個人的なからっぽになった機械労働者の細部の熟練などは機械体系のなかに具体化されていてそれといっしょに『主人』(master)の権力を形成している科学や巨大な自然力や社会的集団労働の前では、とるに足りない小事として消えてしまう。」<sup>(4)</sup>

ここでは、そのコンテクストはそれほど明瞭ではないが、「未来の教育の萌芽」として、社会的に要請される近代的科学とその受け取り手との関係は、つまり「社会」を可能にする人間との関係では姿を消すことになっている。ここには、近代社会に対するいかがわしさという判断が圧倒的な

制度批判になっているとしてよいのであろうし、その意味である種の有効性を持ったとしても、社会を可能にする人間への考察の問題としては欠落部分が大きかったと思われる。もちろん、そうした個人への考察が無意味であるということであれば、それは必ずしも欠陥とはいえないかもしれない。しかし、現実的にも理論的にも、一方の極に科学が、他方の極に「からっぽ」の人間がという「社会」の構図は説得的とはなりえない。

もちろん、マルクスが理論的分析の対象としている現実の社会＝イギリスがその時期に十分な国民教育の水準を達成したというわけではない。また、逆にそうした教育制度の実現にまったく努力していなかったということでもない。ここでは、事実の問題を論じようとしているわけではないが、例えば、当のイギリスでは1860年初頭ではこのような報告がなされている。

すなわち、調査委員会委員は、イングランドおよびウェールズのより貧困な階級の「子弟の大部分は11歳で学校を終え、そのほぼ5.4%が13歳を超えて学校に留まっているにすぎない。平均的な就学期間は4～6年である」<sup>(5)</sup>と判断したのである。これは、1858年に発足した普通教育調査委員会〔The Newcastle Commission〕の報告書によるものであるが、またこの時期の数値は必ずしも十分信頼のおけるものではなかったようであるが、一応の傾向は読み取れるものと思われる。

もちろん、年限だけにかぎっても、ここでの普通教育の水準の高低等の評価基準を見出すことは困難であるし、その時期にそうした基準が確立していたわけではないであろう。しかし、ニュウカッスル・レポートでは、幾つかの国の全人口に占める就学者数の割合合いを示し、参考数値として補足している。それによれば、イングランド・プラス・ウェールズのそれは12.99%、オランダ、12.33、フランス11.11、ドイツ（義務教育制に基づく数値）15.94%などとなっている<sup>(6)</sup>。

以上の数字もその精度について不明であるが、調査委員会がMatthew ArnoldとMark Pattisonという二人の人物を大陸に派遣して得たデータ

のようであって、当時このような数値の出し方が行われていたのであろう。いずれにしろ、こうしたデータにおいてイギリスが際立って高い数値を示しているわけではないし、あるいは逆に低い数値を示しているわけではない。ただししかしその点では、この時期に大陸の傾向について調査したということは、イギリスがその在り方に確固とした自信を持っていなかったということを示唆しているのかもしれない。

しかしながら、逆に、数値的にはドイツが著しく高いという事情のほかには特別な欠陥があったとは認識されなかった。委員会の多数意見は、1839年の教育審議会の設置を通じて追求されてきた教育の拡充を承認するというものであった。もちろん、他方で、イギリスらしくというべきか、原則として「極貧、浮浪、犯罪」というような事情のもとにある者に対する場合を除き、国家は、教育に対して義務を負わないという少数意見も主張されている<sup>7)</sup>。

ドイツに示される特徴は、むしろ infrastructure という語義をいっそう積極的に示すことになっているともいえるが、その点については後に改めて検討するものである。

ところで、こうした調査の結果は、資本主義の機械制大工業における「からっぽ」の労働＝人間の強調を必ずしも裏打ちするものではないであろう。奇妙なことになるのだが、そうしたマルクスの指摘はむしろ結果的に前述の「少数意見」を受け入れるものだとも見うるのである。

「印刷機が現れると、なにもかも変わった。……多くは11歳から17歳までの少年機械工で、これら少年の仕事は、ただ印刷用紙を機械に差し込んだり印刷された紙を機械から引き出したりするだけである。……」

『彼らを仕事ができるようにするためには、どんな種類の知的な訓練も必要としない。彼らの熟練が役だつような機会は少なく、判断を必要とするような機会はなおさら少ない。……』

彼らが、子供向きの仕事をするには年をとりすぎれば、したがって少なくとも17歳になれば、印刷所からは解雇されてしまう。彼らは犯罪の新

兵になる。彼らになにかほかの仕事をつくってやろうとするいくつかの試みも、彼らの無知や粗暴や肉体的精神的な退廃のために、失敗に終わった。」<sup>(8)</sup>

これは、熟練工が非熟練労働者に転換されてゆくプロセスを焦点として言及したものである。したがって、いわば、旧生産方式の新生産方式への転換に伴う事象であり、資本主義の労働力商品に対する需給関係の一面を示すものであって、これによってその本質が示されるわけではない。確かに、11歳という年齢に関していえば、初等公教育を終える時期である。しかし、そこでその教育の拡充が不必要とされていたわけではないし、むしろ、一般的には「社会」のこの部面に対する国家による助成 (grant of public money) は重視されていた。

他方で、いわば市場「社会」として市場の自律性＝自立性をそのもの自身として取り出すならば、ひょっとして、新古典派的合理的人間も「からっぽ」の人間も、きわめて対照的であるにしる市場＝社会認識の一要因としてはそれほど質的な差はないのかもしれない。つまり、両者にとってその人間は、ただ市場から生まれていて、社会はそのエンタテイメントの側面だということである。そこで特徴的なのは、結果についての評価の著しい落差である。

ところが、現実の社会の側では、自己評価は理論と違いを見せている。すでに A. スミスの理論に「市場」と現実との調整の賢明な分析が見られたように、社会は伝統的にはそのような実態を維持していたといえるのかもしれない。あるいは、19世紀中葉というもっとも安定的に市場社会を実現しているかのように見える状態も、社会の中の側からはまったく別の評価や判断が働いていて、それは必ずしも市場から決められてくる意識を直截に反映するものでもなかったということである。

例えば、イギリスでは1880年代の終わりには、リベラリズムの新たな傾向を、まとめていえば「われわれは今やすべて社会主義者である」という「繰り返しいわれたサー・ウィリアム・ハーコートの表現」<sup>(9)</sup> によって

示することができるというわけである。もちろん、これはビクトリア朝後期の1人物の感慨というものではない。やはり、19世紀自由主義の、あるいは市場「社会」の帰結に対する一つの特徴づけであったといえる。

すなわち、当時代表的な自由主義週刊誌たる“Speaker”誌は、1893年に次のような論評を掲載している。「もし……働く多くの者たちに雅量のある期待を込めた思いを持つことが社会主義であるというならその意味でわれわれは皆社会主義者である」。もちろん、これは社会主義運動への賛意として述べられたものではない。むしろ、「組織的社会主義に明白に敵対する報道誌のページに掲載」されたものであって<sup>(40)</sup>、通常社会主義の理解者によって論評されたものでもない。

こうして、伝統的なリベラリズムが社会の新たな傾向に「社会主義」という用語を当てはめたことは、単に来るべき社会の在り方について予言しているということだけではない。むしろ、19世紀に展開しかつ築き上げられたイギリス社会への支配的な視点を示しているとしてよいであろう。したがって、「イギリス社会主義、または——いっそう正しく用語を用いると——社会改革」、これは「単に、原理の適用の拡大を十分に推し進めかつ両政党の指導者たちによって認められそして受け入れられた」<sup>(41)</sup>ものであるということになる。このような見解がほとんど見当違いの判断だというわけではないであろう。

したがって、おそらくこのように見ることも可能なことであろう。つまり、マルクスが強調するように、19世紀イギリス資本主義の展開が、確かに以下のように1833年の工場法のような過酷な状況を含むものであったにしろ、学問としてはJ. S. Millによるようなmoral scienceが主流をなしたこと自体、「社会」としての主要な関心事がそこに現されていたということである。社会主義ということばもそのようなことを共有していたであろう<sup>(42)</sup>。

「やっと、1833年の工場法……以来、近代産業にとって標準労働日が現れはじめる。1833年から1864年までのイギリス工場立法の歴史以上によ

く資本の精神を特徴づけているものはない！／1833年の法律が明言するところでは、ふつうの工場労働日は朝5時半に始まって晩8時半に終わるべきだとされ、また、この限界内すなわち15時間の範囲内では少年（すなわち13歳から18歳までの人員）を1日どの時間に使用しようと、それは、いくつかの特にあらかじめ定められた場合を除いて、同一の少年が1日の間に1時間より長く労働しない限り、適法だとされる。」<sup>(43)</sup>

これはマルクスがリレー制度に言及している周知の個所であり、この時期の工場立法が、逆に資本の貪欲な価値増殖の実態を知らしめているという鋭い分析である。おそらく、この最も典型的先進的に資本主義を実現しつつあったイギリス社会が、この市場原理によって、つまり「鉄の必然性」によって構築されたとすれば、「社会」は解体しかねないということになる。あるいは、そのような傾向が支配的であったということかもしれないが、皮肉にも経済学そのものの側は、マルクスの理論は別にして、古典派の余熱が感ぜられる程度だったといってもそれほどの外れではなかったであろう。

他方、その時代に影響力を与え続けたのがJ. S. Millということになるが、ミルはよく知られているように、むしろ「社会」の側から、つまりは「社会改革」に結果する人間の在り方を追求する側から理論を提示していたと見られている。したがって彼は、「国家よりむしろ社会の重要性を、そして自由な個人によって提起され共有される行為の価値を強調した」のであり、したがって、それは同時に「コミュニティの営みとりわけ地元の諸共同人間関係に自主的に参加することそのこと自身が個人の成長に決定的」<sup>(44)</sup>になるという主張でもあった。

ここで、マルクスとミルとを対比して、両者の見解がイギリス社会に与えていた影響を論じようとしているわけではない。そのような点に関しては従来の研究によって結果は明らかであろう。しかし、そうであっても、おそらく、経済学としてはマルクスの体系に歴史的評価を与えることも決して間違っているわけではなかろう。とはいえ、かりに、市場を可能にし

ている人間と「社会」を可能にしている人間というような対比から両者を比較するならば、両者の評価は逆になるであろう。そして、この後者についてミルへ確固たる評価が与えられているとあって差し支えない。

したがって、こうした両者の一種の対照性は、市場「社会」に対する認識の問題としても、依然として示唆的だといえるのであろう。近代社会がそれにふさわしい装備を形成するにさいして、何はともあれ教育制度を発達させ、そこに道徳や啓蒙の合理主義を与えてきたのであるが、それらは、一方で「市場」の要請やそのあり方に対応させられていながら、他方で「社会」を確固として伝統的非一見的存在として確認するもの、あるいはいわば実体的インフラを形成するものとして設置されることが求められたことの産物でもある。

もちろん、その後者の装備は当然いづこにおいても一様に設置されることにはならない。いわば社会が違えば装備内容は異なることになる。急速な近代化を要請された社会は、それに対応する「社会」の維持・存続に対していっそうの強化を求められることになる。イギリスに遅れて市場社会化した国々が極めて強く社会の伝統性を意識することになったのもそのためであろう。そして、ここに近代社会の歴史的発展段階に対し考慮すべきことが介在することになる。

- (1) 周知のように、A. スミスは『諸国民の富』第5編「主権者または国家の収入について」第1章において国家経費論を展開・分析している。おそらくしばしば指摘されているであろうが、その第2節「司法費」、第3節「公共土木事業と公共施設の経費について」で論じられていることが、事実上今日用いられる infrastructure とそれに対応する投資の問題に相当するのであろう。しかし、ここで言及していることは、いわゆる「人的資本」あるいは「知識のインフラ」というものではない。あるいは、より限定された意味での「外部経済」には密接に関連するのであろうけれど、さしあたりそのことを直接論じようとするものではない。「公共部門が完全に資金を負担する形での義務教育が正当だと言えるのは、教育には個人の目標だけでなく、社会の目標がからんでいること、投資した個人には見返りが十分あるとは限らな

いが、社会全体にとっての見返りがあること、養育投資は資本主義の生き残りのために不可欠だが、資本主義自体にはその意志も能力もないことを認めた場合だけだ。」(Lester. C. Thurow “The Future of Capitalism”, 山岡洋一・仁平和夫訳『資本主義の未来』, TBS ブリタニカ, 1996年, 368ページ。)つまり、この「社会」の問題になるのであるが、スミスは、おそらくそこに高等教育を享受した者の指導者の位置を想定したり、あるいは「主権者の権威」の必然性を想定したと考えられよう。

- (2) “The Wealth of Nations”, 前出訳, 第Ⅱ巻, 1113 ページ。
- (3) 同前, 1134 ページ。
- (4) “Das Kapital”, a. a. O., S. 446. 前出訳, 552~553 ページ。
- (5) J. Stuart Maclure, op. cit., p. 71. なお, 1858年に設置された「ニューカッスル調査委員会」は, イギリスの初等教育における最初の総合的な調査を行った委員会である。委員長は Henry Pelham, Duke of Newcastle であった。報告書 (The Newcastle Report) は, 1861年に公刊された。この委員会に関しいくぶん別の興味として, 委員会委員メンバーに N. W. シーニア (Nassau William Senior) が加わっていることである。したがって, マルクスが工場法の教育条項に閑説しているさい, 「1863年のエディンバラの社会学会議でシーニアが行った講演」に言及したのは, シーニアのこうした経緯があったためであろう。
- (6) Op. cit., p. 74. ただし, text では, 数値は 1/7.7 というように記されているが, パーセンテージに直して引用した。また, 今日の基準からして, このような数値の取り方およびその比較が有意義であるかどうかはかなり疑問である。しかし, 当時ではおそらくここに上げられた各国国民の年齢構成にはそれほど偏りはなかったであろう。そうだとすれば, こうした比較も一定の認識は得られたであろう。もっとも, イングランドでは近代化のかなり早期に核家族化が進行したと指摘されているので, やはり問題のある数値であることには変わりはないのであろう。
- (7) Op. cit., p. 77.
- (8) “Das Kapital”, a. a. O., S. 509. 同前訳, 631~632 ページ。
- (9) Michael Freedon “The New Liberalism—An ideology of social reform”, Clarendon Press, Oxford, 1978, p. 25.
- (10) Op. cit., p. 26.
- (11) Ibid. 但し, この部分は, M. Freedon が, L. A. Atherley-Jones ‘Liberalism and Social Reform : A Warning’, (in “New Review”, vol. 9, 1893) から引用している文章である。

- (12) ある Idea によって「社会」をことばで表現する—例えば社会主義というような—用語上の諸関係がどれほど学問上の考察に有意味であるかどうかは、各学問領域上のそれぞれのケースによって異なるであろう。社会主義という用語の場合そこに刻印された意味がかなり多様になっていることは否定しようがない。したがって、それをある特定の基準で用語的に判定を下してもあまり意味はないだろう。とはいえ、例えば、O. E. D. によれば、イギリスで社会主義という用語が受け入れられたのは、Robert Owen と密接に関係していたということであって、それゆえ少なくともその近代的な意味を含み 1830 年代には定着していたのであろう。他方、よく知られているように、資本主義 capitalism ということばはイギリスでは、William M. Thackeray の小説 “The Newcomes” (1855 年) が初出であるとされている。だとすれば、少なくとも、社会主義ということばは「資本主義」とともに古いといえるし、そこには市場に対し「社会」をもってする考え方が常に存続し、介在していたであろうことを見て取ることができるであろう。
- (13) “Das Kapital”, a. a. O., S. 295. 同前訳, 366 ページ
- (14) Graeme Duncan “Marx and Mill: Two views of social conflict and social harmony”, Cambridge University Press, 1973, p. 249.

(以下, 続)